

軽井沢町議会基本条例

平成23年3月17日制定

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会・議員の活動原則（第3条・第4条）

第3章 議会と町民等との関係（第5条・第6条）

第4章 議会と町長等との関係（第7条－第9条）

第5章 議会の権限（第10条）

第6章 議会の組織・会議の運営（第11条－第15条）

第7章 議員の政治倫理・報酬・政務調査費・研修（第16条－第19条）

第8章 最高規範性（第20条・第21条）

第9章 見直し手続（第22条）

附則

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主性・自律性が求められる中、軽井沢町議会は、町政の主役である町民の負託に応えるため、町民等の参加型の議会を目指し、議会改革を継続し発展させるために、議会基本条例を制定する。

議会は、活力あるまちづくりと町民等全体の福祉の向上に向け、政策立案能力を高め、意思決定機関としての使命を果たさなければならない。また、町民の活発な地域活動を尊重し、積極的な情報の公開・政策に対する町民等の参加の推進、町長等への監視機能の強化や健全な緊張関係を保持し、町民とともに歩むことで、国際親善文化観光都市にふさわしいまちづくりを推進する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、軽井沢町議会（以下「議会」という。）及び軽井沢町議会議員（以下「議員」という。）の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、町民等に身近で親しみある議会を目指し、町民憲章の精神を体しつつ、豊かで住みよい未来に向けたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 町民 軽井沢町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等 町民、別荘所有者及び町内事業者をいう。
- (3) 町長等 執行機関及び補助機関をいう。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、町民等にかかれた議会を目指すこと。
- (2) 町民等の多様な意見の把握に努め、もって町政に反映させることで、信頼と参加を促す議会運営をすること。
- (3) 議会が議員、町長等、町民等との交流と討論の場であるよう努力すること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民等の信頼に応えるべく、自己の能力を高める不断の研さんによって、自らの資質の向上を図ること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを自覚し、議員相互間の自由な討議を深め、開かれた議会を目指すこと。
- (3) 議会の構成員として、町民等全体の福祉の向上を目指すこと。

第3章 議会と町民等との関係

(情報の公開)

第5条 議会は、町民等に対して議会の活動に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表し、議員の活動に対して町民等の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 3 議会は、本会議のほか、委員会、全員協議会を原則として公開する

ものとする。

4 議会は、全議員による議会報告会等を行うものとする。

(町民等の参加)

第6条 議会は、町民等の積極的な参加を推進しなければならない。

2 議会は、町民等との意見交換の場を数多く設けて、政策立案能力の強化、政策提案の拡大を図るものとする。

3 議会は、本会議及び委員会等の運営に当たり、参考人制度等を十分に活用して、町民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

第4章 議会と町長等との関係

(質疑応答の方式)

第7条 議会審議において、町長等との健全な緊張関係の保持に努めるため、質疑応答の方式を定める。

2 本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

3 町長等は、本会議における議員の質疑又は質問に対して、議長の許可を得て、当該質疑又は質問をした議員に対してその主旨を質問することができる。

(重要な政策等の場合の説明事項の規定)

第8条 議会は、町長が提案する条例、重要な政策、施策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を整理し、当該政策等の水準を高めるため、町長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができるものとする。

- (1) 政策等の背景
- (2) 提案に至る経緯
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 将来にわたる財政計画とコスト計算及び財源措置
- (5) 国・県の政策及び計画との整合性
- (6) 広域行政との整合性

(予算・決算の政策説明資料の作成)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成す

るよう求めることができるものとする。

第5章 議会の権限

(議決事件の拡大)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、町政における重要な計画等の決定に議会が参画する観点と、町長の政策執行上の必要性とを比較のうえ、次のとおり定める。

- (1) 姉妹都市の締結に関する事項
- (2) まちづくりに関する憲章及び宣言
- (3) 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定又は変更

第6章 議会の組織・会議の運営

(議員定数)

第11条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、町政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案する。
- 3 議員の定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(会議の開催)

第12条 議会は、主体的で柔軟な対応と効率的な運営を図るため通年議会を実施する。

- 2 常任委員会は、所管事務の調査を精力的に行うものとする。
- 3 通年議会を実施するため必要な事項は、別に定める。
- 4 議長は、傍聴者に対して議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民等の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。
- 5 議長は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努めるものとする。

(議員相互間の自由討議の充実)

第13条 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 委員会及び全員協議会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめるものとする。

4 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例、意見書の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

(議会広報広聴の充実)

第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民等に対して分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術（ICT）の発達を踏まえた多様な広報手段により、多くの町民等が議会及び町政に関心をもつよう議会広報広聴活動の充実強化を図るとともに、意見公募の活用を努めるものとする。

3 議会は、町民等の意見及び要望を広く聞くため、議会報告会（議会とまちづくりを語る会）及び参考人制度を利用し、政策提言へ繋げるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

第7章 議員の政治倫理・報酬・政務活動費・研修

(議員の政治倫理の確立)

第16条 議員は、公の立場を自覚し、町民の代表としての良心と責任感をもって、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

(議員報酬及び政務活動費)

第17条 議員報酬及び政務活動費は、別に条例で定める。

(長期欠席議員の議員報酬の減額)

第18条 議員が長期にわたり議会活動及び議員活動ができない場合は、議員報酬の減額を行う。

2 議員報酬の減額については、別に条例で定める。

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員にこの条例の理念を常に意識させるため、一般選

挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

2 その他の研修については、別に条例で定める。

(最高規範性)

第8章 最高規範性

第20条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

2 議会は、この条例に定める事項を尊重するとともに、議会に関する現行の条例、規則、規程等の見直しを行い、体系化を図らなければならないものとする。

(議会及び議員の責務)

第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

第9章 見直し手続

(見直し手続)

第22条 議会は、社会情勢の変化、町民等の意見を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか全議員で検証を行い、改正が必要と認められる場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日条例第18号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし目次及び第17条の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。